



歌志内市 子育て応援ガイドブック



発行:歌志内市役所保健福祉課

発行日:令和5年2月1日

○ 歌志内市子育てカレンダー ※各種サービス・事業について、対象となる時期を記載しております。


	結婚	妊娠	出産	0歳	1歳	2歳	3歳	
健康		母子健康手帳の交付【P.1】	出生届【P.2】		1歳6か月児健診【P.5】		3歳児健診【P.5】	
		妊婦一般健康診査・超音波検査【P.1】	乳幼児相談（3～4か月、7～8か月、10～11か月、2歳、その他）【P.5】					
		妊婦面接【P.1】	新生児聴覚検査【P.4】		歯科健診・フッ素塗布【P.5】			
		妊婦訪問【P.1】	新生児訪問【P.4】	乳幼児訪問【P.5】				
		妊婦歯科健診【P.1】	産後ケア事業（宿泊型）【P.4】					
		予防接種【P.6】						
子育て支援・教育			こども園（保育料・給食費無料）【P.7】					
			あおぞらデー【P.5】					
			巡回児童相談【P.12】					
			砂川こども通園センター【P.12】					
			ブックスタート【P.5】					
経済的支援	不妊治療費助成事業（上限15万円）【P.1】	子育て用品レンタル費用補助事業（無料）【P.4】						
		国民年金保険料の免除【P.1】	こども医療費助成（18歳まで無料）【P.2】					
			児童手当【P.2】・児童扶養手当・特別児童扶養手当・障がい児福祉手当【P.10】					
			重症心身障がい者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成【P.11】					
			小児慢性特定疾病患者等通院交通費助成（年間12回）【P.11】					
			子育て支援ゴミ袋の支給（年間120枚）【P.3】					
			未熟児養育医療給付【P.2】					
		出産応援給付金【P.1】	子育て応援給付金【P.3】					
			出産育児一時金【P.3】					
			赤ちゃん用品購入券【P.3】					

3歳以降も歌志内市の子育て支援は続きます！

無 料 給食費、修学旅行費、プール利用料、こども水泳教室、親子料理教室
英語検定受験料、公的学習塾

一部助成 スキーシーズン券購入費

修学旅行費も市が全額助成しています！
コロナ前は、
関東方面に行きました！




☆ も く じ ☆

1. 妊娠おめでとうございます！ P 1
 - ◎必要な手続きは
 - ◎妊婦さんを応援します
 - ※不妊治療をお考えのあなたに
2. 出産おめでとうございます！ P 2
 - ◎こんな手続きが必要です
 - ◎出産・育児に関するお金が支給されます
 - ◎子育てのサポートをします
3. 乳幼児期には P 5
 - ◎お子さんの健康状態の確認や育児を支援します
 - ◎お子さんの予防接種
4. 認定こども園あおぞら集団生活デビュー！ P 7
 - ◎こども園への入園
 - ◎こども園のサービス
5. もうすぐ1年生 P 9
6. 各種手当一覧 P10
7. 医療費助成等の制度一覧 P11
8. 発達に心配のあるお子さんへの支援 P12
9. 働いている妊婦さん（お母さん）へ P13


1. 妊娠おめでとうございます

◎必要な手続きは・・・

母子健康手帳の交付	母子健康手帳の交付を行いますので、妊娠していることが分かったら、保健介護グループに妊娠の届出をしてください。 【必要なもの】医療機関で発行された出産予定日がわかるもの	保健福祉課 保健介護グループ ☎42-3213
妊婦一般健康診査・超音波検査補助券の交付	妊娠届出時に、妊婦健康診査受診票と超音波検査補助券を14回分交付しています。	
出産応援給付金の交付	面接を受けていただいた方が対象です。出産の準備金として5万円交付します。	
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	国民年金第1号被保険者が対象です。出産予定日又は予定日が属する月の前月から4ヶ月間（多胎は6ヶ月間）国民年金保険料が免除されます。出産予定日の6ヶ月前から手続き可能です。 【必要なもの】母子健康手帳	

「出産」は妊娠45日以上で、死産、流産、早産を含みます。

◎妊婦さんを応援します

妊婦面接	妊娠届出時に、保健師・管理栄養士から、健やかなマタニティライフを過ごすためのいろいろな情報をお伝えします。	保健福祉課 保健介護グループ ☎42-3213
妊婦訪問	主に初妊婦さんを対象に、保健師・管理栄養士がご自宅にお伺いし、安全なお産に向けてのサポートをします。	
妊婦歯科健診	幼児健診時、妊婦さんも対象に、歯科医師による歯科健診を行っております。	

※不妊治療をお考えのあなたに

<ul style="list-style-type: none"> ・一般不妊治療費助成 ・特定不妊治療費助成 ・特定不妊治療の交通費助成 	不妊治療を受けている方を対象に、治療費の助成を行っています。いくつか条件もありますが、妊娠をお考えの夫婦を支援いたしますので是非ご活用ください。詳細は保健介護グループへお問い合わせください。	保健福祉課 保健介護グループ ☎42-3213
---	---	-------------------------------

- ・家事・育児の分担を家族で考えておきましょう
- ・里帰り出産をする場合、里帰りの時期や出産の産院を決めておきましょう
- ・育児グッズの用意や、入院セットの準備をしましょう

2. 出産おめでとございます



◎こんな手続きが必要です…

名称	対象と内容	必要なもの	担当
出生届の提出	お子さんが誕生したら、14日以内に出生届の提出が必要です。	出生証明書・母子健康手帳	市民課 戸籍保険グループ ☎42-3217
児童手当	<p>お子さんが誕生したら、15日以内に申請手続きが必要です。</p> <p>中学生までのお子さんがある保護者に支給されます（年3回、4か月分ずつ）。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●3歳未満…1万5千円 ●3歳～小学校卒業まで…1万円（うち、第3子以降は1万5千円） ●中学生 ……1万円 ●所得制限世帯…5千円 <p>※申請の翌月からの支給になります。</p>	<p>保険証・世帯主の通帳（保護者・お子さんの個人番号と申請者の身分証明）</p> <p>※転入の場合は、1月1日現在居住地の所得証明書が必要となります。</p> <p>※請求者が公務員の場合は、所属庁への申請となります。</p>	保健福祉課 福祉事業グループ ☎42-3213
こども医療費の助成	受給者証を提示することにより、市内在住の乳幼児から高校生までの医療費（医療保険適用分）を全額助成します。ただし、道外の病院にかかった場合は、一旦医療費の支払いをしていただき、市窓口で申請することで、後日、指定口座に振り込みいたします。	受給者証・保険証・領収書	市民課 戸籍保険グループ ☎42-3217
未熟児養育医療給付	<p>入院を必要とする重症未熟児の養育に必要な医療給付を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給付対象…未熟児で、入院して養育を受ける必要があると医師が認めた児。 ・給付期間…満1歳の誕生日の前日まで。 	印鑑・保険証・意見書	市民課 戸籍保険グループ ☎42-3217

子育て支援 ごみ袋の 支給	燃えるゴミの袋を年間120枚 お渡しします。福祉事業グルー プで申請してください。	印鑑	保健福祉課 福祉事業グループ ☎42-3213
赤ちゃん用 品購入券の 配布	市内で利用できる5,000円分の赤ちゃん用品購入券 をお渡しします。 社会福祉協議会までご連絡ください。		社会福祉協議会 ☎42-2328

◎出産・育児に関するお金が支給されます

出産育児一時金	国民健康保険に加入されている方を対象に、 原則42万円が給付されます。 協会けんぽ等に参加されている方は、勤務先 にお問い合わせください。 ※今後金額の変更の可能性があります。	国民健康保険に加入 されている方は 市民課 戸籍保険グループ ☎42-3217 へお問い合わせくだ さい。
子育て応援給付金の 交付	子育てに役立ててもらうため、お子さん1人当 たり5万円を交付します。 申請書は新生児訪問時にお渡しします。	保健福祉課 保健介護グループ ☎42-3213



◎子育てのサポートをします

<p>新生児訪問 産婦訪問</p>	<p>保健師がご自宅に伺い、新生児期の赤ちゃんの様子をみせていただき、子育ての心配ごとや疑問にお答えします。お母さんの産後の健康状態についてのお話も伺います。</p>	<p>保健福祉課 保健介護グループ ☎42-3213</p>
<p>新生児聴覚検査 受診票の交付</p>	<p>先天性難聴の早期発見のため、新生児聴覚検査の初回検査費用を全額補助します（母子健康手帳交付時に、受診票をお渡しします）。</p>	
<p>子育て用品レンタル 費用の補助</p>	<p>子育て用品を無料でレンタルできます（ダスキンからレンタルします）。</p> <p>【品目】（レンタル期間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベビーバス（6か月） ・赤ちゃん用体重計（12か月） ・ベビーベッド（24か月） ・ベビーラック（24か月） ・ベビーカー（24か月） ・チャイルドシート（36か月） 	
<p>産後ケア事業</p>	<p>産後の不安の解消やリフレッシュのため、宿泊により支援します。砂川市立病院で実施します。</p> <p>宿泊型A：入院を延長して利用できます 宿泊型B：退院した後、生後4か月まで利用できます（1回1泊、上の子は一緒に利用できません）</p> <p>※詳しくは、保健介護グループにお問い合わせください。</p>	



3. 乳幼児期には・・・

◎お子さんの健康状態の確認や育児を支援します

乳幼児相談 3～4か月児 7～8か月児 10～11か月児 24～25か月児 その他の児	身体計測、生活相談や栄養相談、歯科相談を行っています。 偶数月に実施しています。対象者には個別にご案内します。	保健福祉課 保健介護グループ ☎42-3213
幼児健診 1歳6か月児 3歳児	身体計測、問診、診察、栄養相談、生活相談、歯科健診・相談、フッ素塗布を行います。 3歳児は、この他に視力・聴力検査、尿検査を行います（視力検査は屈折検査も行います）。 5月・8月・11月・2月に実施しています。対象者には個別にご案内します。	
歯科健診・フッ素塗布 1歳6か月児～就学前	歯科医師の診察と歯科衛生士による歯みがき指導、フッ素塗布を行います。	
乳幼児訪問	保健師・管理栄養士がご自宅に伺い、子育ての心配ごとや疑問にお答えします。	
ブックスタート	3～4か月児を対象に、乳幼児相談時、絵本の読み聞かせ体験を実施しています。また、絵本1冊と絵本バックを贈呈しています。	教育委員会 社会教育グループ ☎42-4223
あおぞらデー （こども園解放） 就学前の親子	こども園で、未就園児が通園している子ども達と一緒に遊びます。また、通園の準備や、子育ての相談にも応じます。	認定こども園 ☎74-5511



◎お子さんの予防接種

接種開始 時期	ワクチンの種類	歌志内 市立病院 42-3213	勤医協上砂 川診療所 62-2204	砂川 市立病院 54-2131	あかびら 市立病院 33-3211
2か月から	小児肺炎球菌			○	○
	インフルエンザ菌 b型（ヒブ）			○	○
	B型肝炎			○	○
	ロタウイルス			○（1価）	○（5価）
	四種混合	○		○	○
5か月から	BCG	○		○	○
1歳から	水痘（水ぼうそう）	○	○	○	○
	麻疹・風疹	○	○	○	○
3歳から	日本脳炎	○	○	○	○

持ち物…母子健康手帳・予防接種予診票

※予約等詳しくは「親子健康カレンダー」をご覧ください

インフルエンザワクチン接種費用助成しています！

1歳以上高校生相当以下・妊婦に対して費用を全額助成しています（指定医療機関あり）。指定医療機関以外で接種した方については、申請により、お支払いします。

担当：保健福祉課 保健介護グループ ☎42-3213



4. 認定こども園あおぞらで集団生活デビュー！

◎こども園あおぞらへの入園

お子さんの成長の様子を見せていただき、生後7か月から入園できます。

7か月～2歳児については、保護者及び同居の親族などが就労等により家庭で保育できない場合に、保護者に代わってお子さんを保育します。（3号認定）

3歳児以上からは、保護者の就労等に関わらず利用することができ、保護者の就労状況等が変化した場合でも、通いなれた園を継続して利用できます。（1・2号認定）

☆認定区分

対象となる子ども	利用区分	教育・保育区分	認定区分	利用先
3歳児以上で、主に教育を希望する場合	教育標準時間	教育認定	1号認定	こども園 幼稚園型
3歳児以上で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間	保育認定	2号認定	こども園 保育所型
3歳児未満で、保護者の就労や疾病などにより、保育を必要とする場合	保育標準時間 保育短時間		3号認定	こども園 保育所型

☆保育時間

- ①教育標準時間 午前9時30分～午後2時
- ②保育短時間 午前8時～午後4時
- ③保育標準時間 午前7時30分～午後6時30分

※1号認定は月～金の利用となります。夏休みなどの長期休みの間は利用できません。

※②と③については保護者の方の就労時間により異なります。

※③の3号認定については定員がありますのでお問い合わせください。

☆新入園の保育時間について

お子さんが無理なく新しい生活に慣れるように「慣らし保育」をしています。（保育時間は少しずつ延ばしていきます。ただし、個人差があります。）

☆入園の申し込みについて

- ・申し込み時期：1号認定（教育）・・・1月
2・3号認定（保育）・・・随時
- ・申込先：保健福祉課福祉事業グループ

☆入園に必要な書類

- ①保健福祉課福祉事業グループに備え付けの支給認定等申請書
- ②就業証明書等



③就業していない場合は保育の必要性の事由申出書

※支給認定等申請書提出の際は保護者の個人番号・提出者の身分証明が必要です。

※②、③について、1号認定の場合は必要ありません。

☆保育料・給食費


市では、子育て家庭を応援するため、保育料・給食費を無料としています。

◎こども園のサービス

一時預かり保育 (幼稚園型)	<p>保護者の方の仕事・傷病・入院・育児疲れなど一時的に家庭における育児ができない場合、お子さんをお預かりします。</p> <p>希望者は、福祉事業グループに備え付けの申込書にご記入ください。</p> <p>急用により、当日に一時保育が必要になった方は、直接こども園に申し込みください。</p> <p>【実施日】土曜日を除くこども園の開園日</p> <p>【実施時間】午後2時～午後5時</p> <p>【利用料金】1時間100円</p> <p>※長期休業期間中については、こども園にお問い合わせください。</p>	こども園の在園児（教育標準時間認定の子ども）で、一時預かり保育を希望する子ども	認定こども園 ☎74-5511
延長保育 預かり保育	<p>保護者の仕事の関係で、時間までに迎えに來られない場合利用できます。</p> <p>【実施時間】</p> <ul style="list-style-type: none">・午前7時30分～午前8時・午後4時～午後6時30分 <p>【利用料金】</p> <ul style="list-style-type: none">・2号認定子ども 30分 50円・3号認定こども 30分 100円 <p>お子さんをお預かりします。</p> <p>預かり保育の場合は、午後6時30分までとしています。希望者は、福祉事業グループまたはこども園に備え付けの申込書がありますのでご記入ください。</p>	こども園の在園児（保育短時間認定の子ども）で、延長保育を希望する子ども	



◎この他にもこんな行事や事業があります

食育を学ぼう！	管理栄養士から、食べ物についてのお話や調理体験などを行っています。また、希望される保護者へ栄養相談を行っています。	認定こども園 ☎74-5511 
ダンスを踊ろう！	3歳児以上を対象に年5回、外部講師がダンスを指導し、基礎体力の向上を図り、リズム感や表現する楽しさを育みます。	
英語で遊ぼう！	3歳児以上を対象に年5回、英語指導助手と遊びを通して楽しく英語に触れ、外国の文化や言葉への興味・関心を育みます。	
フッ化物洗口	虫歯予防の為、4・5歳の希望する園児を対象に、週2回フッ化物洗口を実施しています。	
地域との交流	市内行事への参加や、こども園の行事に地域の方を招いて交流を深めています。また、歌志内学園行事への参加・見学を通して、学園との交流をしています。	

5. もうすぐ1年生

就学時健康診断・知能検査	毎年10月に歌志内学園入学予定のお子さんの就学時健康診断・知能検査を実施し、入学前のお子さんの心身の状態を把握します。 9月中に教育委員会から案内があります。	教育委員会 学校教育グループ ☎42-4223
新入学児童1日入学	毎年2月上旬に歌志内学園入学予定のお子さんに、学校生活を体験してもらうとともに、保護者説明を行います。 1月の中旬に学園から案内があります。	歌志内学園 ☎42-3057
麻疹風しん（第2期）予防接種	翌年度に歌志内学園入学予定のお子さんを対象に、麻疹風しん（第2期）の予防接種を行います。対象者には個別通知します。	保健福祉課 保健介護グループ ☎42-3213



6. 各種手当一覧

所得制限など受給条件があります。また、内容について変更になることがありますので、担当窓口にお問い合わせ願います。

名 称	対象者と内容	申請に必要なもの	担当窓口
児童手当	2ページをご覧ください		保健福祉課 福祉事業グループ ☎42-3213
児童扶養手当	<p>【対象者】 父母の一方又は両方がいない18歳未満の子どもがいる方、また、公的年金を受給されていても年金額が児童扶養手当額よりも低い方は、差額分の児童扶養手当額を受給できるようになりました。</p> <p>【内容】 所得、扶養人数に応じて、手当額が決定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1子 43,070円 (43,060~10,160円) ・第2子 10,170円 (10,160~5,090円) ・第3子以降 6,100円 (6,090~3,050円) <p>が手当額に加算されます。 ()内金額は一部支給該当者に適用されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳 ・児童扶養手当用の所得証明書 ・住民票 ・戸籍謄本 <p>(保護者とお子さんの個人番号)</p>	
特別児童扶養手当	<p>【対象者】 心身に障がいがある20歳未満の子どもがおり、要件を満たしている方。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1級~52,400円 ・2級~34,900円 	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書 ・戸籍謄本 ・住民票 ・預金通帳 <p>(保護者とお子さんの個人番号)</p>	
障がい児福祉手当	<p>【対象者】 20歳未満であって心身に法令で定められた基準の重度の障がいにあるため、日常生活において常時介護を必要とする程度の障がいのある在宅の方。</p> <p>【内容】 手当(月額)~14,850円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・診断書 ・戸籍謄本 ・住民票 ・預金通帳 <p>(保護者とお子さんの個人番号・保護者の身分証明)</p>	



7. 医療費助成等の制度一覧

<p>重度心身障がい者 医療費助成</p>	<p>身体障がい者手帳1級・2級・3級（内部障がい）の方、療育手帳Aの方、精神障がい者保健福祉手帳1級の方を対象に医療費を助成します。</p> <p>ただし、精神障がい者保健福祉手帳1級の方は、外来医療費のみ対象。</p> <p>※道外での入院・外来は、一旦医療費を支払っていただき、市窓口で申請することで、後日、指定口座に振り込みいたします。</p> <p>※医療保険適用分</p> <p>※所得制限により受給できない場合があります。</p>	<p>市民課 戸籍保険グループ ☎42-3217</p>
<p>ひとり親家庭等 医療費助成</p>	<p>（親）20歳未満の子を扶養・監護 （子）上記に扶養・監護されている20歳未満の子ども</p> <p>助成内容…父母の入院・子どもの入院及び外来を助成します。</p> <p>※道外での入院・外来は、一旦医療費を支払っていただき、市窓口で申請することで、後日、指定口座に振り込みいたします。</p> <p>※医療保険適用分</p> <p>※所得制限により受給できない場合があります</p> <p>※高校卒業～20歳については、大学・専門学校等に在籍している又は病弱等の理由がある場合のみ該当</p>	
<p>こども医療費助成</p>	<p>2ページをご覧ください</p>	
<p>未熟児養育医療 給付</p>		
<p>小児慢性特定疾病 患者等通院交通費 助成</p>	<p>小児慢性特定疾病のために、北海道内の指定医療機関へ通院する際の交通費を助成します。</p> <p>・回数：年12回分</p> <p>※JR及びバスを利用した場合は実費（患者と保護者1名分）</p> <p>※自家用車の場合は、距離数に応じて支給</p>	<p>保健福祉課 保健介護グループ ☎42-3213</p>



8. 発達に心配のあるお子さんへの支援

巡回児童相談	児童の養育・非行・発達・しつけ・不登校・心身障がいなどの不安に対し、岩見沢児童相談所の児童福祉司・判定員が相談に乗ってくれます。 (年2回実施)	保健福祉課 福祉事業グループ ☎42-3213
砂川市子ども通園センター	心身の発達や成長に遅れや心配のあるお子さんや保護者に対し、関係機関と連携しながら、必要な療育指導・相談・援助を行います。 ※利用に当たっては、一部費用が発生する場合があります。	保健福祉課 福祉事業グループ ☎42-3213



9. 働いている妊婦さん（お母さん）へ

出産予定日や休業の予定など、早めに職場に申し出ましょう

母性健康管理指導事項連絡カードの活用	医師から勤務時間の短縮や作業の制限・休業などの指導を受けた場合には、医師に「母性健康管理指導事項連絡カード」に記入してもらい、会社へ提出します。	会社
時間外、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間の適用制限	妊娠中は、時間外労働、深夜業の免除を請求できます。変形労働時間制がとられる場合にも、1日及び1週間の法定労働時間を超えて労働しないことを請求できます。 出産後1年以内の女性には、妊娠中と同様に、これらが適用になります。	
産前休業	出産予定の6週間前（双子以上は14週間前）から、請求すれば取得できます。出産当日は産前休業に含まれます。	
産後休業	出産日の翌日から8週間は、就業することができません。	
育児休業と休業の延長	生後1年に達しない子を育てる従業員は、男女を問わず、希望する期間、子どもを養育するために休業することができます。保育所に入れられないなど一定の要件を満たす場合は、最長で子が2歳に達する日までの間、育児休業を延長することができます。	
育児時間	生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回各々少なくとも30分間の育児時間を請求できます。	
短時間勤務制度	事業主は、3歳未満の子を養育する男女従業員について、短時間勤務制度（1日原則として6時間）を設けなければならないことになっています。	
子の看護休暇	小学校入学前の子を養育する男女従業員は、会社に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に、1年につき子が1人なら5日まで、2人以上なら10日まで、1日または半日単位で休暇を取得することができます。	
育児休業給付金	1歳未満の子（保育所に入れられないなどの事情があれば最長2歳に達する日まで）を養育するために育児休業を取得した等一定要件を満たした雇用保険被保険者が対象で、原則として休業開始後6か月間は休業開始前賃金の67%、休業開始から6か月経過後は50%が支給されます。	
社会保険料	産前産後休業中、育児休業中、健康保険・厚生年金の保険料は、会社から年金事務所又は健康保険組合に申出をすることによって、本人負担分、会社負担分ともに免除されます。 社会保険料の免除を受けても、健康保険の給付は通常どおり受けられます。また、免除された期間分も将来受け取る年金額に反映されます。	
雇用保険料	産前産後休業中、育児休業中に会社から給与が支払われていなければ、雇用保険料の負担はありません。	

※詳しくは「働きながらお母さんになるあなたへ」をご覧ください